

Title	〔商法五二七〕 親会社の取締役が完全子会社の異常な取引に対する十分な調査を懈怠したこと等につき忠実義務および善管注意義務違反が認められた事例(福岡地裁平成二三年一月二六日判決)
Sub Title	
Author	重田, 麻紀子(Shigeta, Makiko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.10 (2012. 10) ,p.123- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121028-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121028-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 五二七〕 親会社の取締役が完全子会社の異常な取引に対する十分な調査を懈怠したこと等につき忠実義務及び善管注意義務違反が認められた事例

福岡地判平成三年一月二六日  
平成一七(ワ)三〇〇四号損害賠償請求事件(認容、控訴、控訴棄却)  
金商一三六七号四一頁

### 〔判示事項〕

一 子会社における不良在庫の増加について、親会社の取締役として原因を解明すべく、より具体的かつ詳細な調査をし、又はこれを命ずべき義務があつたにもかかわらず、何ら具体的な対策を取ることなく損害を拡大させたことは、忠実義務及び善管注意義務違反が認められる。

二 親会社の取締役が、子会社の経営状況に関する調査委員会報告書の信用性に一定の疑義を抱くべきであつたにもかかわらず、具体的な検証を行わずに子会社に多額の貸付けをしたことは、忠実義務及び善管注意義務違反が認められる。

### 〔参照条文〕

会社法三五五条、三三〇条、八四七条、民法六四四条  
〔事 実〕

Aは、農林水産大臣の許可を得て水産物及びその加工品の販売の受託、輸出入などを業とする株式会社である。Bは、Aの一〇〇%子会社であり、食料品の購入、販売又はあつせん等を業とする株式会社であり、現在、水産加工食品の開発と生産を行うとともに、水産総合食品の販売を業としている。

XはAの株主であり、Y<sub>1</sub>はAの代表取締役（Bの非常勤取締役を兼任）、Y<sub>2</sub>はAの専務取締役（Bの非常勤取締役を兼任）である。

を兼任)、Y<sub>3</sub>はAの常務取締役(Bの非常勤監査役を兼任)であった。

平成九年から一〇年頃、Bは、Aを含む豊富な資金を有する仕入れ業者に対し、一定の預かり期間に売却できなければ期間満了時に買い取る旨約束した上で、魚を輸入してもらっていた(以下、このような約束のある仕入れ方法を「ダム取引」という)。

Bは、上記預かり期間満了時に、仕入業者から、同期間内に売却できなかった在庫商品をいったん買い取り、その上で、当該仕入業者又は他の仕入業者に対し、一定の預かり期間に売却できなければ期間満了時に買い取る旨約束して、当該商品を買取ってもらい、その後、同期間満了時に、同期間内に売却できなかった場合には、同じことを繰り返すという取引を行っていた(以下、このような約束のある取引を「グルグル回し取引」という)。グルグル回し取引は、Bを中心に、BがAを含む各仕入業者との間で、同一商品についてダム取引を繰り返すというものであるが、Bが仕入業者等から売れ残った商品を買戻す際に、品質の落ちた商品を、手数料、冷蔵庫保管料等の実費等を上乗せした価格で買い戻さなければならぬので、Bの在庫商品には時価が簿価を下回る含み損をもたらす取引である。

平成一四年春頃から、Bは、グルグル回し取引をAほか取引先との間で行い、これにより、含み損が発生した(以下、「本件不良在庫問題」という)。A B間でグルグル回し取引を繰り返すことよって、平成一一年から平成一四年にかけて、双方の在庫は膨らみ、Bの短期借入金も大幅に増えていった。なお、グルグル回し取引は、Bの当時の営業本部長兼取締役であったZらがBの取締役会の承認なく行ったものである。

Bでは、平成一一年一月二八日の取締役会で、不明瞭な在庫があり、調査している旨の報告があった。Y<sub>1</sub>はこれを受け、きちんと調査するよう発言した。調査報告を受けたY<sub>1</sub>は、他に疑わしい在庫がないか確認したところBの代表取締役から三四〇〇万円以外にないとの返答を受けた。また、平成一四年の取締役会で、銀行借入承認枠の臨時増額につき審議した際、Y<sub>3</sub>が在庫の増加を指摘し、Y<sub>1</sub>が借入金の増加の要因の整理と早急の改善策を要請したが、Y<sub>1</sub>はそれ以上の具体的な措置は講じなかった。

他方、Aでは、平成一三年九月二二日の常勤取締役会で、Bを担当する取締役から在庫の管理状況のチェックを厳重に指導し、長期在庫は今年中に処分するよう指示した。しかし、在庫の額が大幅に増加する中で、平成一四年一月

一八日の常勤取締役会で、監査を行った公認会計士から、Bほか子会社を含めて在庫管理を適切に行うよう指導がなされた。

その後、平成一五年一二月、Aは、Bの不良在庫問題を調査するため、B内に調査委員会を立ち上げた（以下、「本件調査委員会」という）。本件調査委員会は、Bを担当する取締役から聞き取り調査を行うとともに、報告書を提出し、Bはこれに基づき、特別損失額を一三億七八〇〇万円とする平成一六年四月付の再建計画書をAに提出した。Y<sub>1</sub>はこれを見た上で、もう一度慎重に検討するよう求めたところ、同年六月頃、Bは特別損失額を一四億八〇〇〇万円とする再建計画の修正案を提出した。この際、Y<sub>1</sub>は、本件調査委員会に対し、具体的な調査方法等を指示しておらず、また、本件調査委員会がどのような方法で調査を行ったのかを確認しなかった。

Y<sub>1</sub>は、平成一六年六月の取締役会において、上記再建計画修正案を受けて、Bを再建するための資金として、二〇億円の貸付枠を承認し、同月二九日から同年一二月二九日までの間に、合計一九億一〇〇〇万円を貸し付けた（以下、「本件貸付け」という）。その後、Bから再度の再建計画書が提出され、Bにおける特別損失額が二二億六〇〇〇

万円余であることが判明したので、平成一七年二月二四日、Aの常勤取締役会で、Bに対する貸付金残額一五億五〇〇〇万円の債権を放棄する旨決定した。

しかし、結局、Bは債務超過に陥り、Aの貸付金は回収不能となった。そこで、Aの株主Xが、Y<sub>1</sub>に対し、Bで行われていたグルグル回し取引によってBに損失が発生し経営破たんしたことに係る善管注意義務違反を理由として損害賠償を求める株主代表訴訟を提起した。

### 〔判旨〕

#### 一 監視義務違反について

「Y<sub>1</sub>は、AおよびBにおいて従前から問題とされてきた在庫の増加について、取締役会等における指摘及び指導にもかかわらずこれが改善されないことを認識していたのであるから、Aの代表取締役又は取締役として、遅くとも上記公認会計士からの指摘を受けた平成一四年一月一八日の時点で、Aの取締役として、A及び子会社であるBの在庫の増加の原因を説明すべく、従前のような一般的な指示をするだけでなく、自ら、あるいは、Aの取締役会を通じて、さらには、Bの取締役等に働きかけるなどして、個別の契約書面等の確認、在庫の検品や担当者からの聴き取り等のより具体的かつ詳細な調査をし、又はこれを命ずべき

義務があつたといえる。……Yらが上記のような調査をすれば、直ちに問題の全容を解明することまでは難しいとしても、B及びAにおいてグルグル回し取引による不適切な在庫処理が行われていることを発見し、これを検討した上で、不良在庫の適切な処分及びグルグル回し取引の中止などの対策を取ることにより損害の拡大を防止することが可能であつたといえる。にもかかわらず、被告らは、何ら具体的な対策を取ることなく、BひいてはAの損害を拡大させるに至つたのであるから、被告らには上記の内容の調査義務を怠つた点に、忠実義務及び善管注意義務違反が認められる。」

二 本件貸付けについて

「Bの不良在庫問題については、平成一五年一二月にB内に本件調査委員会が設立され、調査が行われて本件調査報告書が提出されている。しかし、……本件調査委員会のBの不良在庫に関する調査の内容としては、契約書や帳簿等の確認及び検品などの手当てをしておらず、Zから聴き取つた内容を安易に信用するなど、本件不良在庫問題の原因及びBの損害を解明するには、なお不十分なものであつたといわざるを得ない。そして、本件調査委員会は、本件調査報告書の再検討を求められるや、同報告書が提出され

てからわずか約二か月後にはBの特別損失額を約一億円も上方修正する修正案を提出したことからすれば、Yらは、本件調査委員会による調査結果の信用性にも一定の疑問を抱くべきであつたといえる。にもかかわらず、Yらが構成するAの取締役会は、本件調査報告書の信用性について、具体的な調査方法を確認するなどといった検証を何らすることなく、その調査結果を前提として本件貸付けを行ったのであるから、この点についても忠実義務及び善管注意義務違反があつたといふべきである。」

〔研究〕

判旨一及び判旨二に賛成。

一 本件は、親会社の取締役が子会社に対する適切な管理を怠り、親会社が子会社に対して行った融資額の大部分を債権放棄せざるを得ず、親会社において損害が生じたとして、親会社の株主によって提起された株主代表訴訟の事件である。本判決は、被告取締役らの責任を認め、本件の控訴審である福岡高裁も、平成二四年四月一三日、第一審である本判決を維持する判決を下している(手塚裕之・矢嶋雅子・早川皓太郎「本件控訴審解説」商事一九七〇号一五

頁)。

本事案の争点は多岐に分かれるが、本稿では、親会社取締役の忠実義務・善管注意義務違反が問われた以下の二点につき取り上げる。すなわち、親会社の取締役が、①その子会社において不良在庫を抱えた末に経営破たんに至った原因につき十分な調査及びその対策を講じなかったこと、また、②子会社に対する救済融資を行ったことにつき、それぞれ親会社に対して善管注意義務・忠実義務違反に当たるといふ論点に絞って、順に検討する。

二 (1) 取締役会設置会社における取締役会は、業務執行権限に基づいて、業務の実行行為を行うことを委任した者に対する業務監督権限(会三二六二条二項二号)を有する(宮島司『新会社法エッセンス(第三版補正版)』二〇二頁(弘文堂、二〇一〇年))。それゆえ、取締役会の構成員である個々の取締役は、善管注意義務・忠実義務をもって取締役会の業務監査に関与すべき職務を負う者として、業務の実行行為を行う受任者に対して監視義務を負う。判旨一は、Aの取締役Yらが、何らかの異常な病理的兆候を認識した時点から、「従前のような一般的な指示をするだけでなく、自ら、あるいは、Aの取締役会を通じ、さらには、Bの取締役等に働きかけるなどして、個別の契約書面等の

確認、在庫の検品や担当者からの聴き取り等のより具体的なかつ詳細な調査をし、又はこれを命ずべき義務があった」とし、Yらの監視義務違反を認めた。この判旨の規範において検討すべき点は二つある。一つは、取締役はどのような場合に、いかなる内容の監視義務を負うのか、もう一つは、親会社取締役の監視義務が子会社の業務にも及ぶのかという点である。

(2) まず、前者の監視義務の内容に関しては、会社の規模によって意識的に分けて論じられている。特に、大会社における取締役は、一定水準の内部統制システムが構築され、それが適切に機能していることについて相応の注意をもって監視することが監視義務の内容と解される。

従来、判例上、資産的基礎の脆弱な小規模閉鎖会社においては、その監視の範囲は、取締役会の上程事項にとどまらず、会社の業務執行一般に及び、取締役会を通じて上程されない事項についても含まれるとして(最判昭和四八年五月二二日民集二七卷五号六五五頁)、取締役の監視義務の及ぶ範囲を広く解してきた。なぜなら、小規模な中小企業の代表取締役による独断的な業務執行から損害を被った会社債権者が、代表取締役以外の取締役に對しても損害賠償責任(会四二九条一項)を追究することができるように

するため、取締役の監視義務をその根拠としてきたからである。ただ、そうした小規模会社の取締役に求められる漠然とした広い監視義務を、業務範囲及び人的組織も多岐にわたる大会社の取締役に履行することを要求するのは事実上不可能であるから、大和銀行事件（大阪地判平成一二年九月二〇日判時一七二一三頁）以来、大会社の取締役の監視義務は、一般的に内部統制システムが適切に構築され、それが十全な機能を果たしているかを確認することがその履行内容であると解されている。つまり、小規模会社に比べて、大会社における取締役の監視義務に関しては、その内容を合理的な範囲に画する方向で制度設計が進んでいる。

他方、本件のように、委員会設置会社でもなく内部統制システムの構築が強制されない小規模会社の取締役は、どのような場合に、いかなる内容の監視義務を履行すればよいかに関しては、明確な議論は示されてこなかった。この点において、本判決では、監視義務の具体的な内容に踏み込んだ言及をしたという点で注目される。すなわち、親会社Aの取締役が、A及びBにおける在庫の増加に対する適切な対策が講じられていないことを認識していたにもかかわらず、「在庫の増加の原因を解明すべく、従前のような一般的な指示をするだけでなく、自ら、あるいは、Aの取

締役会を通じ、さらには、Bの取締役等に働きかけるなどして、個別の契約書面等の確認、在庫の検品や担当者からの聴き取り等のより具体的かつ詳細な調査をし、又はこれを命ずべき義務があった」とする。すなわち、病理現象が疑われる際の監視義務は、通常時より踏み込んだ調査及び対策を講じることが求められるとする。

判旨は監視義務の一内容として調査義務を挙げているが、そもそも、取締役に監査役のような業務・財産の状況の調査権限（会三八一条二項）が法定されておらず、個々の取締役が監視義務の履行として業務等に対する調査権限を有すると解することができるが問題とならう。この点、閉鎖会社における監督機能を強化するため、取締役会を構成する個々の取締役が単独でその調査権を行使できるとする見解もあるが（江頭憲治郎『株式会社法（第四版）』三八九頁（有斐閣、二〇一一年）、わが国では取締役会に監督権限が法定されていることから（会三六二条二項二号）、取締役の監視義務は取締役会を通じてしか行使できないとする見解がむしろ通説といえる（稲葉威雄他『条解会社法の研究七（取締役（二））』四二頁（商事法務、一九九七年）、奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『会社法コンメンタール（八）』二一九頁（商事法務、二〇〇九年））。とす

れば、監視義務における調査権限の行使方法は、取締役会を通じた調査が基本となり、その結果得られた情報に基づき、取締役会の招集・開催（会三六六条）、取締役会での発言、監査役への報告（会三五七条）といった是正措置をとることが求められることになる。もっとも、取締役は、不当な業務執行行為を防止するために、不断に常時監視を履行する必要はない。取締役は共通の目的に向けて協働することが期待されている以上、取締役相互間には信頼関係の存在が前提となっているから、取締役は他の取締役の義務の履行に関して一応の信頼を有することができる（酒巻俊雄「取締役の会社に対する責任」早法四一巻一号二九頁、松本伸也「取締役の監視義務（上）」商事一九七一号三七頁）。よって、会社業務につき積極的かつ不断の注意を払うまでの必要はない。もし、業務執行の適正さに疑いを抱く事情等がある場合には、それを調査・情報収集すべきであり、不正の存在につき疑いを生ぜしめる事情を知っていたのに調査をなさなかったことについて監視義務違反が認められると解する（笠原武朗「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について（七）・完」法政七二巻一号四四頁、梅本剛正「取締役の監視義務と対第三者責任」江頭憲治郎他編『会社法判例百選（第二版）』一四

九頁（有斐閣、二〇一一年）。つまり一般的に、取締役は、異常な兆候に接した時点からは、平時に要求される義務を尽くすだけでは足りず、異常解明のための非定例的な、かつより深度ある調査義務が要求されるのである（山口利昭「本件判批」会社法務A2乙五三三号四六頁）。本来、監視義務を含め取締役の職務を履行する義務は結果債務ではないから、不正や違法行為を発見することまでは要求されないが、不正の疑いがある場合においては、それを解明するために相応の注意を尽くして努力することが求められると考える。

したがって、取締役の監視義務は、平時においては取締役会を通じた調査及び情報収集を履行すれば足り、他方、業務執行に対する自らの信頼に反することを疑うべき事情があるなど、特段の事情が認められるような有事の場合においては、取締役はそのまま放置せずに迅速に調査や是正を指示しなければならない。この点、本判決は、遅くともAの取締役会で公認会計士からBほか子会社の在庫管理を適切に行うよう指導を受けた時点からは、従前のような一般的な指示ではなく、具体的かつ詳細な調査を求めていることから、親会社取締役として、グループ全体の在庫状況が病理的な域に達していることを認識すべきであったとす



る。つまり、本判決では、会計士による在庫管理指導を受けた時点から、異常な業務状況が疑われるといえるのであるから、取締役の監視義務の履行は有事対応に切り替えられなければならないと説示するのであろう。このような判旨の理解は、従来の学説に沿うものである。

三 (1) もう一つ問題となるのは、親会社関係において一般に、取締役の監視義務は、子会社における業務執行をもその対象とするかという点である。本判決では、親会社取締役 Y らは子会社の業務執行に対してその監視義務が及ぶことを認め、以下の事実を踏まえ、Y らに調査義務の懈怠による監視義務違反を認定した。すなわち、Y らが、① B の非常勤取締役及び監査役の立場で、数年にわたり B の在庫及び銀行からの短期借入金が大幅に増加し続け、これらが改善を要するレベルに達していたことを認識していたこと、② これとほぼ同時期に、A の取締役の立場でも、A 社の在庫が多いことが問題となり、取締役会で在庫管理・処分を厳しく指示したが、その後も改善されない状況が続いたことを認識していたこと、③ そのような状況下で、A の取締役会で公認会計士から B ほか子会社の在庫管理を適切に行うよう指導を受けたこと、が挙げられている。判旨は、Y らが、このような事情を把握していたのであるから、

グルグル回し取引に対する予測可能性が十分にあったにもかかわらず、適切な調査を行わず、これを見逃した点に Y らの監視義務違反があるとする。

このように、判旨は、親会社取締役が、別法人たる子会社での不正取引を予測し得たことを理由に、子会社における業務執行に関しても責任を負うことを認めた。しかし、本来、親会社と子会社は独立した法主体ゆえ、親会社取締役は親会社に対してのみ取締役としての義務及び責任を負うのが原則である。そこで、親会社取締役は子会社の業務執行に関してまで監視義務を負うのか、もし負うとすればどのような根拠に基づくのか検討を要する。

(2) 親会社取締役の子会社管理責任を扱った先例として、東京地判平成一三年一月二五日(判時一七六〇号一四四頁)がある。本件は、一〇〇%孫会社が米国証券取引委員会規則違反によって多額の課徴金を納付したことについて、当該一〇〇%孫会社に生じた損害は親会社の損害になるとして、親会社の株主が親会社の取締役らの任務懈怠責任を追及した株主代表訴訟事件である。この裁判例は、親会社と子会社(孫会社を含む)は別個独立の法人であるから、子会社に法人格否認の法理を適用すべき場合のほかは、子会社の業務執行は子会社の取締役が行うのであり、特段の

事情のない限り、親会社の取締役は子会社の取締役の業務執行により子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害を与えた場合であっても、直ちに親会社に対し任務懈怠責任を負うものではない旨判示した。そのうえで、どのような場合に「特段の事情」があるといえるかについては、「親会社と子会社の特殊な資本関係に鑑み、親会社取締役が子会社に指図するなど実質的に子会社の意思決定を支配したと評価でき、かつ、その指図が親会社に対する善管注意義務や法令に違反する場合」とする。すなわち、従来の判例の立場は、親会社取締役に子会社経営へ実質的に介入する行為があり、それが親会社に対する義務違反を伴う場合、当該行為が子会社における損害発生の直接の原因となっていれば親会社取締役に任務懈怠責任を認めるとする（高島忠郎「親会社取締役の責任」田邊光政編『最新倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題』八八七頁（民事法研究会、二〇〇五年））。

同様に学説でも、親会社取締役に子会社取締役に對する指図などの実質的関与が、任務懈怠評価の根拠と解することができかねばならないと主張されている（志谷匡史「親子会社と取締役の責任」小林秀之・近藤光男編『新版株主代表訴訟大系』一二六頁（弘文堂、二〇〇二

年）。また、親会社取締役に子会社への影響力の行使が全くないのであれば、子会社に不祥事が発生した場合でも、親会社の取締役会で問題のある人物を子会社取締役の候補者として決定し、その者を株主総会で選任した場合でない限り、親会社の取締役の任務懈怠責任は発生しないと見解（柴田和史「子会社管理における親会社の責任（下）」商事一四六五号七〇頁）など、親会社と子会社が別人格であるとすると先例を踏まえた上で、親会社取締役に子会社管理責任をより限定的に解する主張もある。

(3) 先例である前掲東京地判平成一三年一月二五日の事案は、一〇〇％孫会社の事例であるが、親会社にとって実質的な完全子会社であり、また、親会社の取締役が子会社の役員を兼務していた事情もあり、本件の事案と共通する。しかし、本判決は、Yらの任務懈怠を検討するにあたり、先例の示した判断枠組みを引用していない。これは、先例が親会社取締役に對する要件として、親会社取締役に子会社に対する実質的支配があり、その支配力が及ぶ中で子会社に損害が発生したことを挙げているが、本判決では、親会社取締役のかかる実質的影響力を認定できないと判断したことによるものであろう。さらに、先例は、親会社と完全子会社の法人格の別異性を原則とするのに対し、

本判決は、そうした別異性について明確に述べておらず、親会社と完全子会社とを一体化させて捉えているものと解される。その上で、Y には B の不正取引につき予見可能性があったという点において、監視義務違反の評価がなされたのであろう。

それゆえ、本判決では、Y らの監視義務違反について、親会社取締役としての親会社に対する任務懈怠と、子会社非常勤取締役としての子会社に対する任務懈怠とを一緒くたに評価しているものと思われる。このように、判旨が A 及び B を同一視したのは、A B 間が完全親子関係にあったこと、Y らがそれぞれ B の非常勤取締役等を兼任していたこと、そして、在庫の急増が B だけでなく、グルグル回し取引の相手方であった A においても表面化していたこと、といった本件固有の事情に基づいたものであり、かかる事情を実質的に判断した結果であると考えられる。

つまり、本判決は、完全親子会社において、親会社取締役が完全子会社の役員をも兼務する場合、両社の一体性を認めて、親会社取締役は子会社の業務執行に対しても親会社のそれと同様に、監視・監督を尽くさなければならぬことを述べた点において、従来の判例と立場を異にしている。加えて、本件ではその他特有の事情も重なったからこ

そ、Y らに A だけでなく B に対しても監視義務違反を認める結論に至ったと解する（和田宗久「本件判批」商事法研究九五巻一八頁）。

(4) 近時は、親会社の取締役は親会社の資産を適切に管理し、また管理されることを監視しなければならないとした上で、親会社が保有する子会社の株式は親会社の資産であることを理由に、子会社株式の価値を毀損させないようにすることも、親会社取締役の監視義務の内容であるとの主張もなされている（船津浩司『グループ経営』の義務と責任」二三一、二九四頁（商事法務、二〇一〇年）、久保田安彦「本件判批」監査五九九号八七頁）。特に、完全親子会社の場合、親会社は、完全子会社の唯一の株主として、完全子会社に対して、その業務執行を監視するのは当然である。さらに、完全親子会社間において役員の兼任があればなおさら両社は一体化していくと考えられ、親会社取締役は、子会社の業務執行に対しても親会社の株主に対して責任を負う。つまり、親会社取締役は、子会社という資産管理を適切に行っているかどうかの点においても、親会社株主に対して義務ないし責任を負う地位にあると考えられる。

こうした理解は、会社法上、大会社及び委員会設置会社

においては、親会社は自社のみならず、企業集団全体の内部統制システムの整備が要求されていることと合致する（会三六二条五項、四項六号、四一六条二項、一項一号ホ、会法規一〇〇条一項五号、一一二条二項五号）。この内部統制システムは、企業結合法制が整備されていない現行法下で、親会社による子会社に対する不当な圧力を排除し、他方で子会社の暴走を防止するのが目的である。このような企業集団全体の内部統制システムが要請されたことによって、親会社取締役の子会社の管理責任は広がったと認識されている（長谷川俊明「国内・海外子会社の管理・不祥事に関する親会社役員責任」ビジネス・ロー・ジャーナル二（七）三九頁）。たしかに、本件Aは大会社ではなく、会社法上の内部統制システムの規律は及ばないが、大会社以外の株式会社であっても、かかる内部統制システムを定める法の趣旨を敷衍すれば、親会社取締役は、企業集団に属する子会社が業務リスクを把握し、不正を防止するための組織的努力をしているかどうかを監視することを、善管注意義務の一内容として解する余地もある。つまり、本件では、Yらにおいて子会社の不良在庫問題が認識され、A及びBの在庫増加という異常性を把握されていたのであるから、そこに不正取引が絡んでいるリスクは相当に高

かったといえ、そういったリスクを重点的に管理する体制の整備に向けた行動を怠っていたとも捉えられよう（山口・前掲四七頁）。

本判決は、実質的に、親会社取締役の子会社に対する監視義務を負うことを認める内容の結論を下した。もともと、先例とは一線を画し、本件事案の特有性に着目して完全親子会社を一つの主体として認識し、予見可能性の問題に帰着させて監視義務違反を導き出した。よって、その意味において、本判決をもつて、親会社取締役の子会社管理責任につき一般的・抽象的に規範を示したものとして位置づけるべきではない。大会社以外の会社は、その子会社に対する支配の程度や、事業内容の異同等によって子会社の管理のあり方は異なるから、一律の規範形成は難しいと考える。また、親会社取締役が子会社管理に関する親会社取締役の責任の内容を明らかにし、損害額及び因果関係を併せて立証することは困難であるとも指摘されている。本件でも、原告は監視義務違反と因果関係のある損害額について立証がなされていない。本判決が本件の事情の下でYらの監視義務違反を認めただ点は妥当であるが、仮に判旨が親会社取締役の職務内容として子会社の監視義務を認めたのであれば、判旨の理論を一般化させるべきではできない。

#### 四 判旨二について

次に、親会社取締役 Y が、子会社 B に対して行った救済融資に関して、善管注意義務・忠実義務違反が問われている。判旨二では、「本件調査委員会の B の不良在庫に関する調査の内容としては、契約書や帳簿等の確認及び検品などの手当てをしておらず、Z から聴き取った内容を安易に信用するなど、本件不良在庫問題の原因及び B の損害を解明するには、なお不十分なものであった」とし、また、Y は、「本件調査委員会による調査結果の信用性にも一定の疑問を抱くべき」事情があったにもかかわらず、「本件調査報告書の信用性について、そこで行われた具体的な調査方法を確認するなどといった検証を何らすることなく、その調査結果を前提として本件貸付けを行った」として、忠実義務及び善管注意義務違反を認めている。

これまで、子会社の救済に係る決定について親会社取締役の親会社に対する責任が問題とされた裁判例は少なくない。それらの裁判例では、いずれも経営判断の原則の枠組みを通して、取締役の義務違反を判断してきた（大阪地判平成一四年一月三〇日金判一一四四号二一頁、東京地判平成一六年六月二三日金判一二一三三六六一頁、大塚和成「子会社救済と親会社取締役の責任」取締役の法務一〇二号四

八頁）。経営判断の原則に関する一般的な判断枠組みは、先行判例の積み重ねの中から、以下のように一般定式化されている。すなわち、経営者には経営決定につき裁量が認められるが、判断の前提となった事実の調査・検討に特に不注意な点がなく、かつ、当該業界の通常の経営者の経営上の判断として特に不合理・不適切がなかった場合に、その裁量の逸脱がないとされ、したがって、善管注意義務違反はないとするものである（落合誠一「アバマンシヨップ株主代表訴訟最高裁判決の意義」商事一九一三三〇七頁）。

学説においても、子会社への融資支援行為の局面においては、親会社取締役に一定の経営裁量を認めるべきであるとして、経営判断の原則を適用する立場が有力に主張されている（落合誠一『会社法要説』一〇七頁（有斐閣、二〇一〇年）、志谷・前掲一四七頁）。まず、その経営判断の過程においては、親会社取締役は、子会社救済によるメリットとデメリットとを十分に比較分析・検討を行ったかが問われることになる。もともと、子会社救済により親会社が得ようとする利益には、グループの信用維持や業務上のメリット、さらには社会的責任の履行による信用維持といった複雑な間接的利益が含まれるため、それらの具体的な数値化は困難である。そこで、親会社取締役は、厳密な数値

による比較ができなくとも、合理的な情報収集をした上で、複数の選択肢を予測し、子会社の救済の必要性・有効性、子会社の破たんにより被りうる親会社又はグループ全体の損失などにつき、幅のある比較検討をすべきとされる（志谷・前掲一四八頁、齋藤毅「関連会社の救済・整理と取締役の善管注意義務・忠実義務」佐々木茂美編『民事実務研究Ⅰ』二五九頁（判例タイムズ社、二〇〇五年））。

本判決も、従来の判例・学説と同様に、経営判断の原則を判断枠組みとしている（吉田正之「本件判批」金商一三七八号一〇頁、久保田・前掲八八頁、山口・前掲四九頁）。本件では、貸付けという経営判断の前提となる事実、Bの業務・財務状況に関する情報である。もしその情報が不十分なものであれば、それに基づいて下される経営判断の内容も不合理であると評価される。たしかに、Yらは、その情報を収集するために、調査委員会を立ち上げたことは認められる。しかし、Yらは本件調査委員会による調査の杜撰さを疑える事情があったにもかかわらず、この調査内容を本件貸付けという経営判断の拠り所とした。そればかりか、Yらが、Aの取締役会において、Bを支援する必要またはメリット、他方で当該支援がAにもたらす危険性について、慎重かつ適切に比較検討を行ったかどうかに関

しては、本件事実から窺うことができない。よって、本件Yらは判断過程において合理性のある情報収集をし、それに基づく十分な検討を行ったとは言えず、Yらに義務違反を認めた判旨は先例及び学説の踏まえる経営判断の原則の適用基準に照らしても妥当と考える。

なお、Y<sub>1</sub>には調査委員会の委員であったY<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>による調査への信頼の原則が働き、調査委員会の委員であったY<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>と同列に義務違反を認めるべきではないとの指摘もあるが（山口・前掲四九頁）、Y<sub>1</sub>が、貸付けの判断を下した過程において不合理性が認められるので、そもそも信頼の原則は成り立たないであろう。判旨一で言及されている通り、Yらは、在庫の異常な増加という病理的な兆候が見えている延長線上において、本件貸付け行為を行ったことも踏まえれば、Yらによる本件貸付けに経営判断の原則を適用する余地はない。

五 親子会社を中心としたグループ経営の下、子会社において不祥事が起きると、その影響は親会社に波及する危険性は高い。この場合に、現行法上、どのような理論構成によって親会社株主の利益回復を実現すべきか、極めて困難な問題である。

この点に関しては、法制審議会会社法制部会の会社法制

の見直しの議論において、子会社における業務の適正性を図る規律のあり方が組上に載せられ、平成二四年九月七日に決定された「会社法制の見直しに関する要綱」の中で、親会社株主の保護は多重代表訴訟制度の創設という形でひとまず立法による決着を見ることになった。子会社の不正行為につき親会社取締役の責任を肯定した判旨一の結論は、多重代表訴訟を事実上先取りするものとして実務上注目を浴びている。

他方で、一般の会社法制の見直し議論において、多重代表訴訟制度の創設に代えて、親会社の取締役会の職務に子会社の取締役の職務執行に対する監督を含める明文規定を設けるとする案も示されていた。しかし、会社法改正に関する中間試案の補足説明では、仮にこのような明文規定を置くとしても、子会社の監督のあり方は、企業集団ごとに様々なものがあり得るため、親会社の取締役会に一定程度の裁量が認められるとする。この点を踏まえれば、例えば大会社の親会社取締役としては、内部統制システムを通じて子会社の監視を行い、もしその不正行為や違法行為等を発見できた場合に、これを是正するための必要な措置をとることが、監視義務の内容として考えられる。しかし、親会社取締役がどのように、どの程度、子会社を監視すれば

義務違反を問われないのか、その基準は一律に示すことは困難であろう。本判決が、一般論として、親会社取締役の子会社の管理責任を正面から認めたとすれば、親会社株主の保護という先の改正要綱の主眼に沿うものとして評価することもできようが、その場合、明解かつ普遍的な理論が示されるべきであったと考える。

重田 麻紀子